

令和3年6月2日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

介護報酬改定に関する通知等の送付について（その3）

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
市より直接メール等で届いている情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書について変更がない場合であっても修正後の様式を届け出る必要があります。
まだ提出していない場合は6月15日までにご提出をお願いいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 篠原 裕 希

令和3年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その3）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方につきご協力いただきたくお願いいたします。

なお、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」で示されました、別紙10-5「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」について、すでに修正前の様式で届け出をしている場合には、その後、体制に係る変更がない場合であっても本年6月15日までに修正後の様式を届け出る必要がある、とされております。

事務担当：保険医療・学術課 河上

TEL 045-241-7000/FAX 045-241-1464

(別紙10-5)

情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書

| | |
|-------|----------------|
| 事業所名 | |
| 異動等区分 | 1 新規 2 変更 3 終了 |

1. 情報通信機器 (AI含む) の活用

(1) 活用の有無

有 ・ 無

(2) 具体的な活用方法・製品名

(3) 業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容

2. 事務職員の配置

(1) 配置の有無

有 ・ 無

(2) 配置状況

| | |
|---------------|------|
| ① 常勤 ・ 非常勤 | |
| ② 1週間の勤務日数 | 日/週 |
| ③ 1日あたりの勤務時間数 | 時間/日 |

(3) 業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容

(別紙10-5)

情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書

| | |
|-------|----------------|
| 事業所名 | |
| 異動等区分 | 1 新規 2 変更 3 終了 |

1. 情報通信機器 (AI含む) の活用

(1) 活用の有無

有 無

(2) 具体的な活用方法・製品名

(3) 業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容

2. 事務職員の配置

(1) 配置の有無

有 無

(2) 介護支援専門員の配置状況

人

(3) 配置状況

| | | |
|---------------|------------------------------|--------------------------|
| ① 常勤 | <input type="checkbox"/> 非常勤 | <input type="checkbox"/> |
| ② 1月あたりの勤務時間数 | <input type="text"/> | 時間/月 |

(4) 業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容

(介 20)

令和3年4月26日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

令和3年度介護報酬改定に関する通知等の送付について (その3)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日施行の介護報酬改定に関する告示等につきましては、本年3月29日付日医発第1264号(介227)文書等にて逐次ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、以下4つの介護報酬改定関連通知につきまして、4月22日付で正誤等に関する通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

(正誤等通知 別紙1)

- ① 「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和3年3月16日老高発0316第3号、老認発0316第6号、老老発0316第5号)別紙の訂正について
- ② 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号)の訂正について
- ③ 「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発0316第4号)の訂正について
- ④ 「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」(令和3年3月19日老認発0319第2号)の訂正について

なお、正誤等通知による修正後の①の別紙16の別紙につきましては、令和3年6月のサービス提供分に係る届出から適用することとし、①の正誤表No.22に記載の別紙10-5「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」については、すでに修正前の様式で届出を行っており、その後体制に係る変更がない事業所においても、令和3年5月15日までに、修正後の別紙10-5を改めて届け出る必要があります。

また、①の別紙16につきましては、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたこと等に伴い、別紙2のとおりに改正する旨が示されております。

加えて、4月21日付でQ&A（vol.7）が発出されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

当該通知等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和3年度>

(<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r03kaitei/index.html>)に掲載させていただきますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.968

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.7）（令和3年4月21日）」の送付について（令3.4.21 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課）

○介護保険最新情報vol.969

令和3年度介護報酬改定関連通知の正誤等について（令3.4.22 老高発0422第1号、老認発0422第1号、老老発0422第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知）

以上

事務連絡

令和3年4月21日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 7）（令和3年4月21日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 7）（令和3年4月21日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 7)

(令和3年4月21日)

【全サービス共通】

○ 運営規程について

問1 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。

(答)

- ・ 介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではないこと。
- ・ 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。

○ 令和3年9月30日までの上乗せ分について

問2 令和3年9月30日までの上乗せ分については、どのように算定するのか。

(答)

令和3年9月30日までの間は、各サービスの月の基本報酬に、0.1%上乗せすることとしているが、請求に当たっては、上乗せ分のコードをあわせて入力することが必要であり、行われない場合返戻となることから、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）「Ⅲ－資料3_介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考に対応されたい。

老高発 0422 第 1 号
老認発 0422 第 1 号
老老発 0422 第 1 号
令和 3 年 4 月 22 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 3 年度介護報酬改定関連通知の正誤等について

令和 3 年 3 月 16 日付けで通知した「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和 3 年 3 月 16 日老高発 0316 第 3 号、老認発 0316 第 6 号、老老発 0316 第 5 号）等を別紙 1 のとおり修正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知による修正後の「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」

（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）別紙については、令和 3 年 6 月のサービス提供分に係る届出から適用することとし、別紙 10-5 については、すでに修正前の様式で届出を行っており、その後体制に係る変更がない事業所においても、令

和3年5月15日までに、修正後の別紙10-5を改めて届け出るものとする。

また、同通知については、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたこと等に伴い、別紙2のとおり改正することとする。